

第2章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 重要な視点と取組
- 4 施策の体系図

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成11年に男女共同参画社会基本法が成立して15年以上経過し、この間様々な取組が進められており、平成27年度からは「第4次男女共同参画基本計画」が取組まれています。

上田市では、平成24年度から進めてきた「第2次上田市男女共同参画計画」が5年を経過したことから、平成29年度を初年度とする「第3次上田市男女共同参画計画」を策定し、市民協働を基本として様々な取組を進めていきます。

上田市男女共同参画推進条例第3条（1）から（7）は、男女共同参画の推進のために市民・事業者・教育関係者・市が共有すべき基本的な考え方として次の7項目が明記されており、本計画においても基本理念に位置づけるものとします。

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかにかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

（2）家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職場・地域・その他のあらゆる分野における活動を行うことができるよう配慮されること。

（3）社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。

（4）政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 男女間における暴力の根絶

男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること。

(7) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進は、国際社会におけるその取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。また、常に国際社会の動向を見つめ、これを踏まえた取組が推進されること。

2 基本目標

男女共同参画社会の実現に向けて、前計画を踏襲し”とともに認め合い、輝いて生きるために”をキャッチフレーズに、基本理念の実現に向け、「女性の活躍推進」を計画の柱とし、男女がともに暮らしやすい社会を実現するために、3つの基本目標を掲げるとともに、各基本目標に具体的目標を掲げて、各分野にわたり様々な施策を推進します。

[キャッチフレーズ]

ともに認め合い、輝いて生きるために

基本目標 1

女性が活躍できる社会の実現【女性活躍の環境づくり】

全ての女性がその生き方に自身と誇りを持ち、自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮し、職場、家庭、地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。

市民意識調査結果から、女性が仕事（職業）を持つことについて、「女性もずっと仕事を持ち続ける方がよい」が55.6%と半数を超え、前回調査結果に比べても8.2ポイントの増加となっています。

これまで、高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識とそれに結びついた長時間労働等の働き方を背景として、男女間に事実上の格差が生じ、女性の活躍を阻む要因となっていました。他方、家事・育児・介護・地域社会への貢献等の多様な経験は、職務における視野を広げるなど男性自身のキャリア形成にも重要な機会となるにもかかわらず、それを逃がすことにもなってきました。

国際労働機関（ILO）条約156号（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約、1995年批准）の趣旨も踏まえ、働きたい女性が仕事と子育て・介護の2者折衷を迫られることなく働き続けられることとともに男性の家庭生活、地域活動への参画を社会全体で進めていく視点が不可欠です。男性中心型労働慣行等の変革を通じ、仕事と生活の調和が図られ男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指していく必要があります。

女性の就業率が年々増加するなど、多くの分野において女性の参画が進んできているものの、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とはいえない。

上田市が豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、女性をはじめとする多様な人材の社会参画を促し、あらゆる分野に多様な視点を導入していくことが必要です。

地域社会における方針決定過程には多様な人たちが参画し合うことが大切であり、男女が共に認め合う地域活動が求められています。防災や環境といった分野の課題解決のためには日々の実生活を通して進められなくてはなりません。女性の経験や知識を生かした取組が重要です。

また、これまで女性は農業や地域おこしにおいて大きな役割を果たしてきました。地域資源を活用した商品・サービスの開発等にも多くの女性が参画しています。新たな価値の創造や市場の開拓には、多様な経験・価値観を盛り込むことが不可欠です。女性の起業家や自営業者、農業者等に対する支援と経済分野及び地域活動における男女共同参画の推進は、地域の活性化に加え、多様な生き方、多様な働き方を選択できる社会の実現という視点においても進める必要があります。

あらゆる分野において男女共同参画を推進するとともに、これまで女性の参画が少なかった分野において女性の参画を進めるよう取り組みます。

**基本目標
2****人権を尊重した男女共同参画意識の確立【意識づくり】**

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている固定的性別役割分担意識や男女の適性や能力に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等感の形成が大きな課題となっています。市民一人ひとりが社会的、文化的に作られた性差の存在に気づき、意識改革を図るとともに男女平等の意識を高めることが必要です。

男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができ、また、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、社会制度や慣行の見直しが必要です。社会制度や慣行については、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありますが、男女共同参画の視点から見た場合、明らかな区別を設けていない場合でも、男女のおかれている立場の違いなどを反映して、結果的に平等に機能しない場合があります。社会経済の急速な変化に対応し、男女ともに希望に応じたライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向け、社会制度や慣行の見直しが求められています。

市民意識調査では、学校教育の場で「男女平等である」の割合が高く、約6割となっています。次世代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どものころからの男女共同参画の理解を促進することが必要です。

また、男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとってもより暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から据えることが不可欠です。

さらに、我が国の男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組と運動しつつ進められてきたことから、国際的人権感覚を育む学習が求められます。

これらのことから、学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、人権が尊重される真の男女共同参画意識の確立を目指していきます。

基本目標 3

生涯を通じて安心して暮らせる地域の実現【暮らし・地域づくり】

人権を尊重しながら主体的に行動するためには、それぞれの身体的個人差を理解し合い、心身及び健康について正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けることが必要です。特に女性は、妊娠・出産の可能性や女性特有の疾患などがあり、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、男女とも留意する必要があると同時に、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点が重要です。

ひとり親世帯や高齢単身女性等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況におかれている場合があります。貧困等の生活上の困難に対応するとともに貧困等を防止するための取組や生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個々の様々な生き方に沿った支援が必要です。また、性的指向や性同一性障害等多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすため、理解の促進を図るとともに人権尊重からの配慮が必要です。

第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」は、「災害リスク削減」を基本理念とし、女性等を防災・減災を担う主体として政策・計画・基準の企画立案や実施に参加させることなどが明記されました。平常時からの男女共同参画社会の実現が防災・復興を円滑に進める基盤となります。予防、応急、復旧・復興等のすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する必要があります。また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から事前の備え、避難所の運営、被災者支援等において男女共同参画の視点を取り入れていく必要があります。

女性は、これまで地域の健康づくり、衛生の向上、食生活の改善をはじめ、出産・育児、教育、環境等における地域の課題解決への取組等、地域活動において大きな役割を果たしてきました。急激な人口減少や経済の成熟化が進む中、地域が抱える課題や市民ニーズは複雑化、多様化しています。地域の課題や市民ニーズに対応するために様々な分野で自発的に行動する人や市民活動団体が増えています。活力と創造性豊かな地域社会を形成するためには、多様な人たちが参画し、男女がともに認め合う地域活動が求められています。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、どんな場合であっても決して許されるものではありません。近年では、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い暴力の多様化や若年層への被害拡大も見られます。市民意識調査結果から、配偶者や恋人から暴力を受けたことがある人は、女性で20.7%、男性で9.0%であり、内容として、「ののしる、脅すなど言葉の暴力」が最も高くなっています。暴力を容認しない社会的認識を徹底するための啓発を行い、被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性に応じたきめの細かい支援の充実が必要です。

3 重要な視点と取組

本計画における基本目標を実現するため、次のとおり特に重要な視点と、その視点を踏まえて進める取組を位置づけます。

(1) 特に重要な視点

○女性のチャレンジの促進

女性の活躍の推進にあたっては、女性が地域社会をはじめあらゆる分野に参画し、新たな活躍の場を拡大していくことが不可欠です。女性が自らの意思によって選択して、女性自身が自分の問題として主体的に行動しようとすることが重要です。

○男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会は、女性にとっても男性にとっても重要であり、互いにより暮らしやすくなるという理解を促進する必要があります。

男性中心型労働慣行等の変革を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活を送りながら、家庭・地域などにおいて個性と能力を発揮できる社会を実現していく視点が不可欠です。

固定的な性別役割分担意識を解消するためには、暮らしに結び付いた男女共同参画の在り方を具体的にイメージできるように発信していくことが重要です。

○様々な主体との協働

男女が互いに責任を分かち合いながら、自らの意思によってライフスタイルが選択できる社会の実現が求められています。特に女性が社会で主体的に生き、多様な選択ができる環境をつくることが重要です。これらを実効性のあるものとするために、市民・事業者（公的機関、民間を問わず事業を行う個人・法人及びその他の団体）・教育関係者などの関係団体と協働して取り組むことが必要です。

(2) 視点を踏まえて進める男女共同参画の取組

○女性のエンパワーメントとチャレンジの支援

自らの意思によって選択して、自分自身の問題として主体的に行動しようとする女性を支援するため、課題意識を持って学びたい人を応援し、講座やイベントなどの企画・運営を支援します。

様々な分野で活躍している女性と課題解決のための活動や起業にチャレンジしたい女性の交流や学習活動を支援し、そのネットワーク化を推進します。また、関係機関と連携し、女性の起業のための学習を支援します。

○地域社会における男女共同参画の理解促進

身近な地域社会を活性化し、明るい地域とするためにも多様な意見や考え方が必要です。女性の地域づくりやまちづくりへの参画を進めるため、講座やイベントなどあらゆる機会を通じて地域や団体、組織の実態に合った男女共同参画の理解促進を図ります。

○様々な主体との協働と次世代への継承の支援

男女共同参画推進のための活動をしている市民活動団体、NPOなどの団体や活動者とより深い、協働します。また、地域で長い間活動してきた男女共同参画を推進する団体や活動者の経験や知恵を次世代に継承するための支援します。

4

施策の体系図

